

議第 5 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 1 7 日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長

堀 貴 雄

(提案理由)

博物館法の改正に伴う改正。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十（略）

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規則の制定又は改廃に関すること。

十二から二十（略）

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 概要

博物館法の改正に伴う改正

2 施行日

令和5年4月1日

3 主な改正内容

- ・条ずれ対応（第一条、第五条、第六条、第七条、別記様式）
- ・登録申請時の添付書類が統一されたことに伴う改訂（第一条）
- ・審査時に学識経験者の意見聴取を行うことが法に明記されたことに伴い重複している規定を削除（旧第二条）
- ・変更届、廃止届の提出時期が法に明記されたことに伴い提出時期に関する規定を削除（第六条、第七条）
- ・登録、変更等の内容を公表することが法に明記されたことに伴い、告示に関する規定を削除（旧第六条）
- ・博物館法第十三条第一項第三号から第五号までの基準を博物館法施行規則で示された参酌基準に基づき規定。（第二条、第三条、第四条）
- ・定期報告の事務処理方法等、その他必要事項を定めることができるよう改訂（第八条）

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴雄

岐阜県教育委員会規則第 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（登録の申請）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十二条に規定する登録の申請は、別記第一号様式を教育委員会に提出して行うものとする。

（博物館の体制に関する基準）

第二条 法第十三条第一項第三号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第四号第一号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

二 前号の基本的運営方針に基づき博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文

化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

第六条を削る。

第五条の見出し中「届出」を「届出」に改め、同条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「届け出は」を「届出は」に、「その事由の生じた日から二十日以内に別記第五号様式」を「別記第四号様式」に、「教育委員会に届け出なければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出しを、「変更の届出」に改め、同条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「登録事項等の変更の届け出」を「変更の届出」に、「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に、「直に教育委員会に届け出なければならない」を「行うものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条を第六条とする。

第三条中「第十条の規定による」を「第十四条第一項の」に、「別記第三号様式による」を、「別記第二号様式によるものとする」に改め、同条を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（博物館の職員に関する基準）

第三条 法第十三条第一項第四号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 前条第一号の基本的運営方針に基づき博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

（博物館の施設及び設備に関する基準）

第四条 法第十三条第一項第五号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
 - 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
 - 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。
- 本則に次の一条を加える。
- (その他)
- 第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 別記第一号様式を次のように改める。

別記
第一号様式

博物館登録申請書	
事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第十二条の規定により、左記書類を添付し、右のとおり登録を申請します。

年月日

設置者氏名

岐阜県教育委員会 様

記

一 館則の写し

二 博物館法第十二条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他岐阜県教育委員会の定める書類

別記第二号様式を削り、別記第三号様式を別記第二号様式とする。

別記第四号様式中「第十三条第一項」を「第十五条第二項」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

別記第五号様式中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則（昭和二十七年岐阜県教育委員会規則第九号）新旧対照表

（新）

（登録の申請）

- 第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十条に規定する登録の申請は、別記第一号様式を教育委員会に提出して行うものとする。

（博物館の体制に関する基準）

第二条 法第十三条第一項第三号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第四号第一号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相応の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

（旧）

（登録の申請）

- 第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十条の規定による登録を受けようとする者は、地方公共団体の設置する博物館にあつては別記第一号様式、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の設置する博物館にあつては別記第二号様式による登録申請書を岐阜県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（登録審査）

- 第二条 教育委員会は、法第十一条に規定する登録要件の審査に当たり、実地調査及び学識経験者の意見を徴する等審査の適正を期さなければならない。

(博物館の職員に関する基準)

第三条 法第十二条第一項第四号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 前条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

第四条 法第十二条第一項第五号の教育委員会の定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備が整備されていること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(登録原簿の様式)

第五条 法第十四条第一項の博物館登録原簿の様式は、別記第二号様式によるものとする。

(変更の届出)

第六条 法第十五条第一項の規定による変更の届出は、別記第三号様式により行うものとする。

(博物館の廃止の届出)

第七条 法第二十條第一項の規定による博物館の廃止の届出は、別記第四号様式により行うものとする。

(登録原簿の様式)

第三条 法第十条の規定による博物館登録原簿の様式は別記第二号様式による

(登録事項等の変更の届け出)

第四条 法第十三条第一項の規定による登録事項等の変更の届け出は、別記第四号様式により直に教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月末日及び三月末日までに届け出るものとする。

(博物館の廃止の届け出)

第五条 法第十五条第一項の規定による博物館の廃止の届け出は、その事由の生じた日から二十日以内に別記第五号様式により教育委員会に届け出なければならない。

(その他)
第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則 略

(告示)
第六条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 法第十条の規定による登録をしたとき。
- 二 法第十三条第二項の規定による登録変更をしたとき。
- 三 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしたとき。
- 四 法第十五条第二項の規定による登録のまつ消をしたとき。

附則 略

別記
第一号様式

株式会社 〇〇〇〇	
事項	内容
商号	〇〇〇〇株式会社
住所	〒〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
代表取締役	〇〇〇 〇〇〇
取締役	〇〇〇 〇〇〇
監査役	〇〇〇 〇〇〇
役員	〇〇〇 〇〇〇
株主	〇〇〇 〇〇〇
発行済株式総数	〇〇〇 〇〇〇
資本金	〇〇〇 〇〇〇
定款	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬の算出方法	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬の支払期	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬の支払先	〇〇〇 〇〇〇

別記
第一号様式

株式会社 〇〇〇〇	
事項	内容
商号	〇〇〇〇株式会社
住所	〒〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
代表取締役	〇〇〇 〇〇〇
取締役	〇〇〇 〇〇〇
監査役	〇〇〇 〇〇〇
役員	〇〇〇 〇〇〇
株主	〇〇〇 〇〇〇
発行済株式総数	〇〇〇 〇〇〇
資本金	〇〇〇 〇〇〇
定款	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬の算出方法	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬の支払期	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬の支払先	〇〇〇 〇〇〇

第二号様式

第二号様式

株式会社 〇〇〇〇	
事項	内容
商号	〇〇〇〇株式会社
住所	〒〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
代表取締役	〇〇〇 〇〇〇
取締役	〇〇〇 〇〇〇
監査役	〇〇〇 〇〇〇
役員	〇〇〇 〇〇〇
株主	〇〇〇 〇〇〇
発行済株式総数	〇〇〇 〇〇〇
資本金	〇〇〇 〇〇〇
定款	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬の算出方法	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬の支払期	〇〇〇 〇〇〇
役員報酬の支払先	〇〇〇 〇〇〇

第三号様式

博物館法施行規則第54条第1項	
変更事項の 別記 変更年月日 変更事項	変更事項の 内容 理由
博物館法第54条第1項の規定により、右のとおり届出を 行つた。	
年 月 日 氏名 職名 住所	

第四号様式

博物館法第54条第2項	
変更事項の 別記 変更年月日 変更事項	変更事項の 内容 理由
博物館法第54条第2項の規定により、右のとおり届出を 行つた。	
年 月 日 氏名 職名 住所	

第四号様式

事項 記号 備考	博物館 館名 所在地	
	名称	住所
博物館の名称		
博物館の所在地		
登録年月日		
廃止年月日		
廃止の理由		
廃止後の措置		

博物館法第二十五條第一項の規定により、右の如き理由により
 廃止の措置を要するものとして、提出し、
 平成 年 月 日
 理事長 氏 名
 公立 教育委員会

第五号様式

事項 記号 備考	博物館 館名 所在地	
	名称	住所
博物館の名称		
博物館の所在地		
登録年月日		
廃止年月日		
廃止の理由		
廃止後の措置		

博物館法第二十五條第一項の規定により、右の如き理由により
 廃止の措置を要するものとして、提出し、
 平成 年 月 日
 理事長 氏 名
 公立 教育委員会